

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1152号)

平成25年3月8日

横情審答申第1152号

平成25年3月8日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年9月3日都地ま第897号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第二地区土地区画整理事業地区の
仮換地予定地の変更について（平成6年度都事調第20号）の写し」、「横浜
国際港都建設事業横浜北部新都市第一地区及び第二地区土地区画整理事業地
区の仮換地予定地の変更について（平成6年度都事調第56号）の写し」及び
「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第一地区及び第二地区土地区画整理
事業地区の仮換地予定地の変更について（平成7年度都事調第14号）の写し」
の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について（平成6年度都事調第20号）の写し」、「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第一地区及び第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について（平成6年度都事調第56号）の写し」及び「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第一地区及び第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について（平成7年度都事調第14号）の写し」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について」、「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第一地区及び第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について」及び「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第一地区及び第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年6月8日付で行った「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について（平成6年度都事調第20号）の写し」、「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第一地区及び第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について（平成6年度都事調第56号）の写し」及び「横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第一地区及び第二地区土地区画整理事業地区の仮換地予定地の変更について（平成7年度都事調第14号）の写し」（以下「本件申立文書」という。）を特定し、一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由及び横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第4号に該当するため一部開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書の特定について

ア 横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第一地区土地区画整理事業及び同第二地

区土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）は、住宅・都市整備公団（当時。現在の独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）による事業であり、昭和49年8月27日に事業認可を受け、平成8年9月29日に換地処分が行われている。土地区画整理事業の流れからすると、換地処分日以降に仮換地に関する協議文書が完結することはあり得ない。

イ 本件申立文書が平成11年度完結の文書として横浜市行政文書目録（以下「目録」という。）に登載された理由は明確ではないが、平成10年度に港北ニュータウン建設部が廃止になり、平成11年度に都市計画局開発部に港北ニュータウン課が編入した際に文書の整理を行ったところ、目録に登載されていない文書が発見されたためと推測される。したがって、本件申立文書は、平成6年度又は平成7年度完結の文書であるが、本件請求に係る対象行政文書の写しであることに間違いはない。

ウ なお、この事情については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第959号（以下「先例答申」という。）においても「特段不自然な点は認められない。」と判断されている。

(2) 本件申立文書の原本について

本件申立文書の原本については、課内の書架、書庫、港北ニュータウンの関係資料を保管している課外の書庫並びに昨年度原本を貸し出した先の都市整備局市街地整備部市街地整備調整課の書架及び書庫を探したが見つからなかった。また、昨年度は原本が存在していたことが明らかなため、昨年度の担当者にも経緯を確認したが発見には至らなかったため、おそらく誤って廃棄したと考えられる。今後は保存期間中の行政文書を誤って廃棄しないよう適正に管理していきたい。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者印の印影は、公にすることより第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 目録に登載されている文書に丸印を付けて本件請求を行った。丸印を付けた文書は、いずれも平成11年度完結文書・追録の第1種（永年保存）の目録に登載されて

いることから、本来であれば平成11年度完結の文書が開示されるべきであった。しかし、開示された文書は、平成6年度又は平成7年度完結となっているため本件請求に係る文書とは異なるので、正しい文書の開示を求める。

- (3) 申立人は、本件申立文書の原本を一年前に確認している。しかし、実施機関は、本件申立文書の原本は探したが見つからなかったとして、写しを特定した。このことは、本件請求に係る平成11年度完結の文書も同様にどこかに存在すると推測されるものである。実施機関が、永年保存文書を間違えて廃棄したことは理解し難く、文書管理の不備を示すものであり、開示は原本によるという条例第16条の精神に反する。また、原本と写しが同一であるという保証や、写しの全部が開示されたとしても真の開示であるという保証はない。
- (4) 実施機関は、平成6年度及び平成7年度完結の文書が平成11年度完結の文書として目録に登載されたことについては、先例答申において判断され認められていると説明している。この点においては先例答申を認めるしかないが、目録には同じタイトルの文書が多くあり、現存する文書が目録に登載されている文書であるとは言い切れないため、目録の信頼性に対する疑いは残る。情報公開の根本をなす最重要文書である目録が間違えているというのは、横浜市の信頼に関わる問題であるといえる。
- (5) 本件請求と同じタイトルの文書の最終版が、平成7年度完結なのかが特に気になる。本件事業の換地処分が平成8年9月29日であれば、仮に平成11年度完結はあり得ないとしても、平成8年度完結であればあり得る。本件請求と同じタイトルの文書の最終版が見たい。本件事業のうち第二地区12街区だけでもこの数年間で50件以上の宅地が売られているにもかかわらず、開示されたのは8件の宅地に係る文書に過ぎない。その数が余りにも少ないことから、本件請求と同じタイトルの文書が平成8年度分も含めてほかにもあると考える。

5 審査会の判断

(1) 本件事業について

本件事業は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条の2の規定に基づいた公団による土地区画整理事業であり、昭和40年に横浜市の六大事業の一つとして計画策定され、昭和49年8月27日の事業認可を経て平成8年9月29日に換地処分がされている。

公団では、本件事業を円滑に進めるため、土地区画整理事業において換地設計が

ら仮換地の指定が行われるまでの間に、所有権、地上権、永小作権等を有する者に仮換地の指定を受けることが予定されている土地（以下「仮換地予定地」という。）を示すことで合意形成を図る手法を採っていた。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、公団から提出された横浜市所有の仮換地予定地の変更依頼に対する回答及び関係する各局への通知に係る決裁文書の写しである。

実施機関は、本件申立文書のうち法人代表者印の印影を条例第7条第2項第4号に該当するとして非開示としている。

(3) 申立人の主張について

申立人は、本件処分で開示された文書は、平成6年度又は平成7年度完結の文書であり本件請求に係る文書とは異なるので、平成11年度完結の文書を求めること及び本件請求と同じタイトルの文書の最終版が見たいことなどを理由として文書特定に係る異議を申し立てているものの、本件処分における非開示部分について開示すべきであるとの主張をしていない。

したがって、当審査会は、申立人の主張が本件申立文書以外に申立人の本件請求の趣旨に合った文書を特定し、開示を求めるものであるとして、以下検討する。

(4) 本件申立文書の特定について

ア 本件請求の開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「別紙 印」と記載されており、開示請求書に添付された別紙には、特定の文書の番号に丸印が付けられていることから、申立人は、別紙の丸印に係る文書の開示を求めていると認められる。

また、当審査会が当該別紙について確認したところ、当該別紙は、横浜市市民情報センターにおいて配架している平成11年度完結文書・追録の第1種（永年保存）の目録の写しであり、丸印に係る文書の件名が、先例答申に係る異議申立てに際し申立人が意見書において開示を求めた文書（以下「先例答申文書」という。）と同一であることが認められた。

イ 実施機関の説明によると、本件申立文書は平成6年度又は平成7年度完結の文書であるが、本件請求に係る対象行政文書の写しであることに間違いはなく、土地区画整理事業の流れからすると、本件事業において換地処分が行われた平成8年9月29日以降に仮換地に関する協議文書が完結することはあり得ないとのことである。また、平成11年度に都市計画局開発部に港北ニュータウン課が編入した

際に文書の整理を行った結果、本件申立文書が平成11年度完結の目録に登載されたと推測されると説明しており、これらの実施機関の説明は、先例答申における説明と同趣旨である。

ウ 当該別紙が平成11年度完結の目録に係るものであるため、本来であれば本件請求において平成11年度に完結した文書が特定されと考えられるが、当審査会は先例答申において前記イの実施機関の説明について、「特段不自然な点は認められない。」と判断し、先例答申文書が平成11年度完結の目録に登載されたことについて認めている。

エ また、本件申立文書が先例答申文書と同一の文書件名であり、先例答申文書に係る前記ウの判断を覆す事情及び本件申立文書以外に本件請求に係る文書の存在を推認する事実も認められない。

オ よって、以上のことを併せ考えると、実施機関が本件申立文書を特定したことは、妥当である。

(5) 本件申立文書の原本の不存在について

本件処分において実施機関は、本件申立文書の原本の探索に努めたものの、その存在は確認できず、おそらく誤って廃棄したと考えられると説明している。

当審査会としては、これらの実施機関の説明は納得できるものではないが、これを覆す事情は見受けられず、本件申立文書の原本の存在を確認することはできなかった。

(6) 付言

情報公開制度が健全に機能するためには、行政文書が適切に管理されなければならないことはいうまでもない。この点において、実施機関が永年保存文書の原本を保有していなかったことは遺憾である。

今後、実施機関におかれては、情報公開制度の適正な運用の前提となる行政文書の管理を適切に行うよう留意されたい。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年9月3日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年9月20日 (第142回第三部会) 平成24年9月27日 (第214回第一部会) 平成24年10月1日 (第221回第二部会)	・諮問の報告
平成24年10月17日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年12月14日 (第225回第二部会)	・審議
平成25年1月11日 (第226回第二部会)	・審議
平成25年1月25日 (第227回第二部会)	・審議
平成25年2月8日 (第228回第二部会)	・審議